

島根県後期高齢者医療広域連合告示第3号

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関する要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

平成21年3月23日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬



島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関する要綱の一部を改正する要綱

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関する要綱（平成20年島根県後期高齢者医療広域連合告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表全壊に相当するときの項中「7割軽減」を「9割軽減」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予に関する要綱第2条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分の保険料については、なお従前の例による。